

○ 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・厚生労働省令第三号）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>一〇八 （略）</p>	<p>（法第三条第一項の主務省令で定める保存）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>一〇八 （略）</p>
<p>九 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九 （第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>九 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九 （第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>
<p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第 一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。 ）</p>	<p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第 一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。 ）</p>
<p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成）</p> <p>第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。</p> <p>一〇十二 （略）</p>	<p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成）</p> <p>第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。</p> <p>一〇十二 （略）</p>
<p>十三 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十 九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>十三 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十 九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>
<p>十四 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十 第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む</p>	<p>十四 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十 第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む</p>

。)

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中
、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

一〇六 (略)

七 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第
二項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中
、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

一〇六 (略)

(新設)

○ 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成十年總理府・大蔵省・労働省令第六号）

	改正案	現行
附則 （経過措置） 第二条 1～5 (略) （削る）	附則 （経過措置） 第二条 1～5 (略)	
6 当分の間、新規則第十六条の四第一項中「四月以内」とあるのは 、「五月以内」と読み替えるものとする。		